



平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 日本精密株式会社
(JASDAQ コード番号 : 7771)
代表者名 代表取締役社長 岡林 博
問合せ先 執行役員 田崎 政己
(TEL (048)225-5311)

控訴の提起に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 3 月 26 日付「元取締役に対する責任追及の為の訴訟の判決に関するお知らせ」にて、お知らせしました訴訟の判決につきまして、控訴人より不服があるとして下記のとおり控訴がなされましたので、お知らせいたします。

記

1. 裁判所及び控訴年月日

東京高等裁判所 平成 22 年 4 月 9 日（控訴状受領日平成 22 年 5 月 14 日）

2. 控訴人（原告）

宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作、江原正人及び宮田けい子

3. 経緯

当社は、当社の元取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮野公作及び江原正人並びに宮田治の配偶者である宮田けい子を相手方として、損害賠償請求及び詐害行為取消に関する訴訟を平成 19 年 11 月 16 日に提起しました。

・損害賠償について

当社は、平成 19 年 5 月 1 日に、約 3 億円程度の債務超過状態にあった株式会社宝屋（以下、「宝屋」といいます。）の発行済み全株式を無償で譲り受けた上で、宝屋に対して 1 億円を出資しましたが、その後、宝屋に債務超過状態の解消の見込みはないことから、当社の連結会計への悪影響を回避すべく、同年 7 月 17 日、宝屋株式を無償で譲渡して 1 億円の特別損失を計上しました。

当社は、かかる宝屋への出資に関して調査するため、同日、外部調査委員会を設置し、宝屋への出資を承認した当時の取締役である宮田治、篠田博一、海老原幸夫、宮

野公作及び江原正人（以下、「元取締役ら」といいます。）の善管注意義務違反の有無等について諮問したところ、平成 19 年 8 月 24 日付けで、元取締役らの善管注意義務違反を認め、元取締役らが相当額の自主返納に応じない場合には、元取締役らへの損害賠償請求の訴えを提起することを相当する旨の調査報告書を受領しました。

その後、調査報告書を踏まえて、当社監査役会及び取締役会において、それぞれ検討を行い、元取締役らに損害相当額の自主返納を求めましたが、元取締役らがこれに応じなかったため、当社は平成 19 年 11 月 16 日に、元取締役らに対して損害賠償（1 億 1407 万円〔出資金及び弁護士費用等の総額〕）を求める民事訴訟を提起いたしました。

・ 詐害行為取消について

宮田治は、上記の善管注意義務に基づく損害賠償請求を免れる目的で、取締役を退任する日の前々日である平成 19 年 6 月 26 日に、自宅を配偶者である宮田けい子に贈与しました。

そこで、かかる贈与契約を取り消すことについても、併せて訴えを提起いたしました。

上記の当社が提起した訴訟に対して、平成 22 年 3 月 26 日にさいたま地方裁判所が第一審判において当社の主張を認める判決を下しましたが、控訴人（原告）はこれを不服として控訴を提起したものであります。

4．控訴の趣旨

- （ 1 ）原判決を取り消す。
- （ 2 ）被控訴人の請求を棄却する。
- （ 3 ）訴訟費用は第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

5．今後の見通し

本件による当社の業績予想に及ぼす影響につきましては、現時点では未定であり、今後開示が必要な事項が判明した場合には、直ちにお知らせいたします。

以 上